

令和5年度個別検診機関におけるがん検診精度管理調査について

令和5年11月

千葉県健康福祉部健康づくり支援課がん対策班

令和5年度個別検診機関におけるがん検診精度管理調査に御協力をおねがいします。

1 がん検診の目的

がん検診の目的は、がんを早期発見し、適切な治療を行うことで救命につなげることであり、死亡率を減少させることであり、そのためには、次の3つの条件を全て満たす必要があります。

①	正しい検診 を行うこと	死亡率減少効果が確実に認められている検診を行うことが重要であり、国の指針※では、科学的根拠に基づく有効性が確立された検診を定め、実施を推奨しています。
②	上記①の検診を 正しく行うこと	がん検診は、徹底した精度管理の下で正しく実施することが重要です。（死亡率減少効果が認められているがん検診を実施しても、正しく行われていなければ、検診の効果を十分に発揮することはできません。）
③	上記、①②の条件を満たすがん検診をより多くの人を受診すること（受診率の向上）	

※「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(H20.3.31 厚生労働省健康局長通知)

2 がん検診の精度管理

(1) がん検診の精度管理

がん検診の精度管理とは、「がん検診の品質管理」と同意義であり、検診の質を高めるためには、次の3つのプロセスを繰り返しながら、評価・改善を図っていく必要があります。



(2) 精度管理指標(検診の質を図る指標)

- 指標には、①「技術・体制指標」、②「プロセス指標」、③「アウトカム指標」があります。
- がん検診の目的は「死亡率減少」であるため、検診が正しく行われていたかを評価するには死亡率(③「アウトカム指標」)が最もふさわしい指標ですが、検診の効果(死亡率に与えた影響)が判明するには、長い時間がかかります。
- そのため、より短期の指標として、①「技術・体制指標」、②「プロセス指標」の二つの中間指標を使って評価をしていきます。

① 「技術・体制指標」(チェックリスト)とは

- ◆ 住民検診に関与する各組織(都道府県、市区町村、検診機関)において、最低限整備すべき技術・体制が備わっているかをチェックするものであり、国が「事業評価のためのチェックリスト」として公表しています。
- ◆ チェックリストは、都道府県用※、市区町村用※、検診機関用の3種類に分かれています。検診機関は各々チェックリストに基づいて現在の体制を自己点検し、課題に応じて改善策を検討することが求められています。※毎年、国立がん研究センターから直接調査依頼あり

② 「プロセス指標」とは

- ◆ 検診事業における各プロセスが適切に行われているかを評価するための指標です。

受診率	検診を受けるべき対象者が、実際に検診を受けたかを測る指標
要精検率	検診において、精密検査の対象者が適切に絞られているかを測る指標
精検受診率	要精検者が実際に精密検査を受診したかを測る指標
精検未受診率	要精検者が実際に精密検査を受診したかを測る指標
精検未把握率	精検受診の有無や精検結果が、適切に把握されたかを測る指標
がん発見率	その検診において、適切な頻度でがんを発見できたかを測る指標
陽性反応的中度	その検診において、効率よくがんが発見されたかを測る指標

- 指針では、がん検診の事業評価を行うに当たっては、「事業評価のためのチェックリスト」等により実施状況の把握をするとともに、がん検診受診率、要精検率、精検受診率等の「プロセス指標」に基づく評価を行うことが不可欠であるとされています。

3. 本件調査(検診機関用チェックリストによる個別検診機関への調査)の目的

- (1) 検診機関用チェックリストによる調査の実施状況は以下のとおりです。

集団検診機関への調査	平成27年度から調査を開始している。毎年県から集団検診機関に調査を依頼し、全機関から回答を得た。県全体の調査結果、検診機関ごとの回答及び評価を県ホームページで公表している。
個別検診機関への調査	平成29年度、令和2年度の2回に分けて実施し全がん種を一巡した。個別検診を実施する市町村のうち、調査協力を得られた市町村が委託する検診機関を対象に実施した。調査結果は非公表とし、調査に協力いただいた市町村に結果をフィードバックした。

- (2) 個別検診は、対象となる医療機関(市町村や地区医師会等から委託を受けた医療機関)の数も多く、検診の質に差が生じやすい傾向がありますが、個別検診機関においても、集団検診機関と同様にがん検診の質が担保される必要があります。
- (3) 「千葉県がん対策審議会予防・早期発見部会」においても、個別検診機関におけるがん検診実施体制の把握及び精度管理推進のため、毎年「事業評価のためのチェックリスト」を活用した精度管理調査を行う必要があると考え、本件調査を実施することとなりました。

4. 本件調査の内容・調査対象等について

(1) 調査内容について

- 「事業評価のためのチェックリスト」(検診機関用)の項目の実施状況について調査します。
- 今回の調査は「ちば電子申請サービス」を活用したオンライン回答のみとします。
オンラインで回答いただいた医療機関のみ集計し、結果を公表します。(紙面回答しかできない医療機関については、申し訳ありませんが、集計、公表の対象外とします。)
- 調査の手法(調査依頼・回答方法・結果返却方法)については、下記のとおりです。



①調査依頼 (部会→市町村)

千葉県がん対策審議会予防・早期発見部会と千葉県健康づくり支援課長の連名で、各市町村宛て調査依頼を行う。

②調査依頼 (市町村→医師会、検診機関)

各市町村から委託先(医師会、検診機関)に調査依頼を行う。

③調査回答 (ちば電子申請サービス)

検診機関が「ちば電子申請サービス」で調査回答を行う。

④結果返却 (部会→市町村)

千葉県がん対策審議会予防・早期発見部会で検討の上、各市町村宛て結果報告を行う。

⑤結果返却 (市町村→医師会、検診機関)

各市町村から委託先(医師会、検診機関等)に結果報告を行う。

(2) 調査対象となる個別検診機関

令和5年度に、次のがん検診のいずれかを実施する個別検診機関



(3) 調査結果の公表について

- 県全体の調査結果については、千葉県ホームページにおいて公表します。
- 検診機関別(市町村別)の結果については、千葉県がん対策審議会予防・早期発見部会において、公表方法を検討してまいります。

5. 本件調査の留意点について

- (1) 「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について 報告書」では、都道府県の生活習慣病検診等管理協議会(千葉県では、「千葉県がん対策審議会予防・早期発見部会」)は、市町村、検診実施機関が「事業評価のためのチェックリスト」をどの程度満たしているか把握し、市町村及び検診実施機関は、そのために必要な協力を行うことが必要とされています。

委託先検診機関の体制を把握することは市町村の役割にもなっていますので、調査実施に係る医師会との調整等に御協力をお願いいたします。

- (2) 地区医師会に検診を委託している場合、各個別検診機関への調査依頼方法については、各市町村と地区医師会で調整を行ってください。
- (3) 集合契約を行っている場合は、集合契約を実施している市町村単位で委託先に対して調査依頼を行ってください。
- (4) 過去の調査において、実施できていると思われるチェック項目についても「×(実施できていない)」と回答する検診機関が多くみられ、そのために実態よりも低い評価結果になってしまった市町村もありました。

市町村や地区医師会において統一的に取組み、実施できていると思われる項目については、各検診機関に対し、「この項目は○で回答してください。」と、指定することにより、実態が正確に評価に反映できると思われますので、ご配慮のほどよろしくお願いします。